

医薬監麻発 0110 第 9 号
令和 7 年 1 月 10 日

各都道府県薬務衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省医薬局
監視指導・麻薬対策課長
（公印省略）

大麻草栽培者の監視指導について

令和 6 年 12 月 12 日に、大麻取締法及び麻薬及び向精神薬取締法の一部を改正する法律（令和 5 年法律第 84 号。以下「改正法」という。）が施行され、改正法第 1 条の規定により、大麻取扱者が大麻草栽培者に改められたこと等に加え、大麻草の栽培については、大麻草の栽培の規制に関する法律（昭和 23 年法律第 124 号）において規制されることとなりました。

大麻草栽培者については、改正法第 1 条の規定による改正前的大麻取締法における大麻取扱者と権能としての相違はないことから、その監視指導に当たっては、これまで運用いただいた「大麻の管理の徹底について」（平成 28 年 11 月 8 日付け薬生監麻発 1108 第 1 号厚生労働省医薬・生活衛生局監視指導・麻薬対策課長通知）及び「大麻取扱者に対する監視指導について」（平成 29 年 8 月 16 日付け薬生監麻発 0816 第 1 号厚生労働省医薬・生活衛生局監視指導・麻薬対策課長通知）における「大麻取扱者」を「大麻草栽培者」、「大麻取締法」を「大麻草の栽培の規制に関する法律」と読み替えること等したものを参考として、当該通知内容について、引き続き適切な運用をお願いします。

また、「新型コロナウイルス感染症の影響等を踏まえた大麻栽培者免許事務について」（令和 3 年 9 月 10 日付け薬生監麻発 0910 第 1 号厚生労働省医薬・生活衛生局監視指導・麻薬対策課長通知）及び「新型コロナウイルス感染症の影響等を踏まえた大麻栽培者免許事務の合理的な運用について」（令和 4 年 3 月 1 日付け薬生監麻発 0301 第 1 号厚生労働省医薬・生活衛生局監視指導・麻薬対策課長通知）で示している技術的助言についても、「大麻栽培者」を「大麻草栽培者」、「大麻取締法」を「大麻草の栽培の規制に関する法律」と読み替える

こと等により、引き続き参考としてください。

なお、上記4つの通知については、改正法第2条の規定による改正後の大麻草の栽培の規制に関する法律第2条第4項から第6項までにおいて規定する第一種大麻草採取栽培者、第二種大麻草採取栽培者及び大麻草研究栽培者の監視指導には適用しないことを申し添えます。

以 上